

令和5年2月定例会 意見書・決議案一覧

意見書案番号	件名
第1号	建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書
第2号	地域のグリーントランスフォーメーション（GX）の促進を求める意見書
第3号	新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取組の強化を求める意見書
第4号	認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書
第5号	不登校児童生徒等多様な学習支援の必要な児童生徒に対する経済的支援制度の確立を求める意見書
第6号	「敵基地攻撃能力」保有や自衛隊基地の地下化・強靱化などを含む「安保3文書」の撤回を求める意見書
第7号	新型コロナウイルス感染症の感染症法5類への見直しの延期を求める意見書
第8号	生活保護基準を緊急に引き上げることを求める意見書
第9号	教職員を増員して早期に義務教育における30人以下学級を実現することを求める意見書
第10号	学校給食費の無償化を求める意見書
第11号	外国法人などによる土地の取得及び利用を制限する法整備を求める意見書

決議案番号	件名
第1号	18歳まで子どもの医療費助成制度を拡充することを求める決議
第2号	難聴者の補聴器購入に係る京都府独自の補助制度の創設を求める決議
第3号	「北山エリア」開発計画について府民説明会を実施し、正確な情報提供を求める決議

意見書案第1号

建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書

2021年5月17日、最高裁判所は建設業従事者のアスベスト被害について、国の責任と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を言い渡した。

同判決等を踏まえ、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（建設アスベスト給付金法）が成立、2022年1月から国の拠出による建設アスベスト被害者に対する給付金制度が開始された。

しかし、給付金支給対象者は限定されており、アスベスト建材製造企業による補償のあり方も定められていない。

また、大気汚染防止法等のアスベスト関連法の改正により規制が強化され、2022年4月から一定規模以上の工事は事前調査結果の報告が必須となり、2023年10月からは有資格者による事前調査が義務付けられた。

しかし、このように規制を強化しても、それを逃れるために違法行為が行われると、国民や建設業従事者の健康被害も心配されることから、アスベストに関する監視・指導体制の強化についても、併せて求められているところである。

については、国においては、次のとおり対策を求める。

- 1 アスベストによる健康被害者の治癒や進行抑制に効果のある治療法の研究・開発を促進し、そのための安定的な予算を確保すること。
- 2 建設アスベスト給付金法附則第2条に基づき、アスベスト建材製造企業による補償も含め、被害者の救済制度の充実を図ること。
- 3 アスベストに関する被害者の治癒を最優先し、隙間ない救済を図るため、被害者等の実態を把握し、適切に給付金制度の見直しを図ること。
- 4 大気汚染防止法による建物解体などにおける飛散防止対策について、地方公共団体が監視体制及び適正処理等の指導体制を強化するための財政支援を行うこと。
- 5 「住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）」について、レベル1建材のみならず、レベル2・レベル3建材も対象にするなど、建築物の所有者等に対する調査・除去費用の補助制度を拡充すること。
- 6 アスベスト被害を国全体の課題と捉え、国民や事業者に対し、アスベストによる健康被害、アスベスト関連法の改正の周知徹底を図ることに加え、飛散防止対策の実施状況調査を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月 日

地域のグリーントランスフォーメーション（GX）の促進を
求める意見書

近年、世界中で大規模な自然災害が発生するなど、気候変動への対応は今や人類共通の課題となっている。世界的に脱炭素への機運が高まる中、我が国においても2030年度の温室効果ガス46%削減、2050年までのカーボンニュートラル実現という目標を掲げている。

今こそ、需要サイドにおける徹底した省エネや循環経済の構築と供給サイドにおける再生可能エネルギー等の普及拡大による、地域のグリーントランスフォーメーション（GX）が必要である。

については、国においては、飛躍的な省エネと革新的な創エネによる地域のGXで、新しい経済成長を実現するために、以下の事項に総力を挙げて取り組むことを強く要請する。

- 1 各家庭の省エネ促進に向けて、関係省庁で連携し、断熱窓への改修など住宅の省エネ化や、太陽光発電と蓄電池を組み合わせた電力の自給自足への支援を強化すること。
- 2 天候に左右されて出力変動が起きてしまう再生可能エネルギーの特性を補うため、蓄電池の大容量化・低コスト化とともに、余剰電気を水素で蓄えること等を可能とするための研究開発を加速すること。
- 3 家庭向けのヒートポンプ給湯器や家庭用燃料電池など、産業向けの産業用ヒートポンプやコージェネレーションなどの熱需要の脱炭素化、熱の有効利用に向けた設備等の導入を促進すること。
- 4 2030年代後半に想定される太陽光パネルの大量廃棄に備えて、廃棄や再生のための施設整備に対する投資の促進や、太陽光発電施設の維持管理や更新など、再生エネルギーによる電力供給量を確保するための制度的措置を検討すること。
- 5 「系統整備」には莫大な資金が必要となるため、資金調達等が可能となる環境整備をすること。さらに、期間短縮や経済合理性の点で、より効率的な送電システムの整備への技術開発を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月 日

衆議院議長	細	田	博	之	殿
参議院議長	尾	辻	秀	久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文	雄	殿
財務大臣	鈴	木	俊	一	殿
経済産業大臣	西	村	康	稔	殿
国土交通大臣	斉	藤	鉄	夫	殿
環境大臣	西	村	明	宏	殿
内閣官房長官	松	野	博	一	殿

京都府議会議員 菅 谷 寛 志

新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取組
の強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の罹患者の中で、疲労感・倦怠感などの罹患後症状、いわゆる後遺症を訴える方が増えている。実際に、倦怠感、呼吸困難感、集中力の低下、記憶力の低下、睡眠障害などにより、仕事や学業の継続が困難になる方も多いいわれている。

後遺症は社会生活上、非常に影響が大きい。例えば、子どもの場合は自分から症状を訴えることが難しいため、怠けていると捉えられてしまうおそれもある。

感染拡大から3年が経過し、新型コロナウイルス感染症への向き合い方も変わる中で、後遺症に悩み、生活に大きな影響を受けている方々の治療法等の確立は大変に重要な課題である。

ついては、国に対して、新型コロナウイルス感染症の後遺症に苦しむ方々に寄り添い、一人一人の日常を守るために、以下の事項について積極的な取組を求める。

- 1 新型コロナウイルス感染症の後遺症の発生状況について、非常に近い症状の筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群（ME／CFS）との関連も含めた、実態調査を推進すること。
- 2 一部医療機関で実施されている、Bスポット療法（EAT・上咽頭擦過療法）等の検証を進めるとともに、療法の標準化により、後遺症に対応できる医療機関や相談窓口を拡充すること。
- 3 自己免疫疾患との関連など、新型コロナウイルス感染症による後遺症の原因究明と新たな治療法の確立に向けた研究予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月 日

衆議院議長	細 田 博 之 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	松 本 剛 明 殿
財務大臣	鈴 木 俊 一 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
内閣官房長官	松 野 博 一 殿
新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣	後 藤 茂 之 殿

京都府議会議員 菅 谷 寛 志

認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書

日本における認知症の人の数は推計値で600万人を超え、高齢化率の上昇に伴い、今後も増加が見込まれており、将来を見据えての備えの拡充が求められている。

今日、介護や医療の分野においては、認知症に対する知識や経験の蓄積や、認知症を進行させる要因の解明など、大きな進展が見られる。

また、地域においては、家族をはじめ周囲の人々の正しい知識と理解の下、認知症の人の尊厳と日常を守る、認知症との共生社会への転換が求められている。

については、国において、認知症の人も家族も安心して暮らせる地域の構築のために、また認知症の人や家族の困難を最小限に抑えるために、以下の事項について特段の取組を求める。

- 1 認知症の人に初期の段階から家族や周囲の人々が適切に対応するための、認知症サポーター等の育成促進や、身近な薬局や介護施設等への相談窓口の開設を支援すること。
- 2 当事者や家族との連携を重視しながら、認知症の重症化抑制や認知機能の維持のための薬や対処法等の研究開発体制を強化すること。
- 3 認知症グループホームへの低所得者や圏域外の人々も含めた入所の仕組みづくりなど、認知症の人と家族に寄り添う制度を整備すること。
- 4 認知症のリスク低減につながる生活習慣や栄養補給など、国民の日常をサポートする知識や情報を提供する体制を整備すること。
- 5 認知症に対する施策を国と地域が一体となって、総合的に推進するための「(仮称)認知症基本法」を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月 日

衆議院議長	細	田	博	之	殿
参議院議長	尾	辻	秀	久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文	雄	殿
総務大臣	松	本	剛	明	殿
財務大臣	鈴	木	俊	一	殿
厚生労働大臣	加	藤	勝	信	殿
内閣官房長官	松	野	博	一	殿

京都府議会議長 菅 谷 寛 志

不登校児童生徒等多様な学習支援の必要な児童生徒に対する
経済的支援制度の確立を求める意見書

令和3年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は、文部科学省の調査によると全国で24万4,940人と、9年連続で増加しており、高水準で推移している。

また不登校の定義となっている年間欠席30日以上の条件にあてはまらないが、欠席の多い傾向があるなど、事実上の不登校状況にある児童生徒がいることを考慮すると文部科学省の調査だけでは、実態が把握しきれていないと言いきれなく、潜在的な不登校児童生徒も多数存在していると考えられる。

さらに、不登校児童生徒の中には、発達障害の児童生徒も一定数いると考えられるなど、不登校の背景となる事情も多岐にわたり、医療的ケア児等、多様な視点での支援が必要となっている児童生徒への対応も必要となっている。

また、学校や教育委員会、フリースクール等民間施設の三者の連携が支援の質の確保につながることから、「不登校児童生徒支援協議会等」の設置に対して予算措置をされているところではあるが、更なる連携体制の整備への支援が必要だと考えられる。

以上のことから、教育機会確保法の基本理念に関する条文である、第3条に明記される、「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援」を確保するために、国におかれては、以下の具体的対策について、強く要請する。

- 1 不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対する経済的支援のあり方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講じ、推進すること。
- 2 不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月 日

衆議院議長	細	田	博	之	殿
参議院議長	尾	辻	秀	久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文	雄	殿
総務大臣	松	本	剛	明	殿
財務大臣	鈴	木	俊	一	殿
文部科学大臣	永	岡	桂	子	殿
内閣官房長官	松	野	博	一	殿

京都府議会議員 菅 谷 寛 志

不決 府民が提案 ④反対 強硬的

外国法人などによる土地の取得及び利用を制限する法整備を
求める意見書

近年、全国各地で外国法人又は外国人による土地の取得が進んでいる。沖縄では大きな無人島の土地が外国人により取得され、北海道をはじめ全国各地において水源地である山林の外国法人などによる買収が進んでいる。また昨年末には、外国の警察組織が日本国内において活動拠点を設け、我が国の主権を侵害するような活動が行われている事例が明らかになった。

昨年、重要土地等調査法が施行されたが、この法律の対象は、重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地などに限定されており、区域外の住宅地、農地、マンションなどは含まれていないため、今後もこうした土地等が外国法人などにより取得され、我が国の主権が脅かされるおそれがあり、安全保障上も重大な問題に発展しかねない。

また、我が国は、外国法人などによる土地の取得及び利用を制限する権利を留保せずに世界貿易機関の G A T S を批准しているため、国内外において差別的な取扱いとなる立法を行うことは原則的に認められていない。しかしながら、G A T S 締約国においても、安全保障の観点から、外国法人などに対する土地の取得及び利用を制限する権利を留保することにより、自国の国内法で外国法人などの土地取得を制限することができる国もある。

については、国におかれては、外国法人や外国人による土地の取得、利用を制限するため、必要な法整備等に早急に取り組むよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 3 月 日

衆議院議長	細	田	博	之	殿
参議院議長	尾	辻	秀	久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文	雄	殿
農林水産大臣	野	村	哲	郎	殿
国土交通大臣	斉	藤	鉄	夫	殿
内閣官房長官	松	野	博	一	殿

京都府議会議長 菅 谷 寛 志

決議案第 号 共産提案 不採択 自民・府民・公明・維新反対

難聴者の補聴器購入に係る京都府独自の補助制度の創設を求める決議

難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を大きく落とす原因となっている。最近ではうつ病や認知症の危険因子になることも指摘されており、加齢性難聴者に対する補聴器の普及は、健康寿命の延伸、医療費・介護費の抑制にも寄与するとされている。

我が国の難聴者は推計で 1,430 万人とされているが、補聴器所有者は 210 万人で 14.4%と極端に少なくなっているが、その主な理由は障害者手帳を交付されない軽度・中等度の難聴者には公的補助がないため、日常生活に不便を感じながらも高額な補聴器の購入が困難となっていることである。

こうした中、全国で131団体が補聴器購入の財政的補助を行うなど地方自治体独自の取組が広がっている。身体障害者の認定があるかないかで不公平にならぬよう、聞こえに困っている全ての難聴者に対して、地域差のない国の制度として、0歳から終生切れ目のない支援の早期確立を求める声が医療の現場からも上がっている。

よって、京都府におかれては、難聴者の補聴器購入にかかる独自の補助制度を早期に創設すべきである。

以上、決議する。

令和5年3月 日

京 都 府 議 会

学校給食費の無償化を求める意見書

学校給食法第2条に定める学校給食の目標達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われている。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。食育基本法では、食育は「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」と位置づけ、教育の一環としている。

さらに、憲法26条は「義務教育は、これを無償とする。」と明記している。この憲法の精神に立てば、学校給食は教育の一環であり、無償とすべきである。

学校給食費の負担の軽減について、文部科学省は、義務教育諸学校の設置者の判断により、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担の軽減を図ることは可能であるとの見解を示している。

令和3年の文部科学省による実態調査では、全国平均給食費負担額は、年間、小学校4万9,247円、中学校5万6,331円となっており、大きな負担となっている。

今、全国で学校給食無償化の取組が広がり、1,741自治体のうち451自治体が無償化に取り組み、東京23区のうち7区で給食費無償化が進んできている。給食費無償化は、保護者の切実な願いであり大きな流れとなっている。

さらに、コロナ禍や物価高騰などにより経済的負担の軽減の必要性は高まっている。

よって、国におかれては、学校給食費無償化への支援を国の施策として実施することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月 日

衆議院議長	細	田	博	之	殿
参議院議長	尾	辻	秀	久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文	雄	殿
総務大臣	松	本	剛	明	殿
財務大臣	鈴	木	俊	一	殿
文部科学大臣	永	岡	桂	子	殿
厚生労働大臣	加	藤	勝	信	殿
農林水産大臣	野	村	哲	郎	殿
内閣官房長官	松	野	博	一	殿

京都府議会議長 菅 谷 寛 志

新型コロナウイルス感染症の感染症法5類への見直しの延期を
求める意見書

政府は、新型コロナウイルスの感染症法上の分類を大型連休明けの5月8日に「5類」に引き下げることを決めた。これにより、季節性インフルエンザと同等となり、感染者や濃厚接触者の法的な待機期間がなくなり、また医療体制や医療費の自己負担については段階的に5類基準に移す方向が検討されている。

しかしながら、新たな第9波などへの懸念があるとともに、第8波においても、多くの方が感染し、施設や在宅で命を落とす方も多数に上っている。

ところが、こうした現実に対する総括も教訓化もないままである。そのうえ、5類への見直しを行うと、新型コロナウイルス感染症用の病床や宿泊療養施設の縮小や廃止、感染者の治療費の自己負担化、無料検査の終了、感染状況の把握ができなくなるなど、府民の健康や、医療機関、介護施設等への重大な影響が生じることは必至である。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策で重要な役割を果たした保健所や減らし続けてきた急性期病床の拡充、削減し続けてきた社会保障給付の見直しなど、公衆衛生体制の強化にはメスが入れられないままとなっている。

については国におかれては、感染状況を踏まえ、感染症法5類への見直しを延期することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月 日

衆議院議長	細 田 博 之 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	松 本 剛 明 殿
財務大臣	鈴 木 俊 一 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
経済産業大臣	西 村 康 稔 殿
内閣官房長官	松 野 博 一 殿
新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣	後 藤 茂 之 殿

京都府議会議長 菅 谷 寛 志

生活保護基準を緊急に引き上げを求める意見書

令和5年2月の消費者物価指数は前年比で3.3%増と、1月の4.2%に比べると鈍化したものの、引き続き高い上昇率が続いている。さらに、生鮮食料品を除く食品は46年6カ月ぶりの7.8%上昇となるなど、生活に関わる分野での上昇が深刻さを増している。こうした異常な物価高騰の影響は、府民生活全体はもちろん、生活保護世帯などの困窮世帯により深刻な形で表れている。国は、5年に一度の生活保護費の見直しに当たって、予定していた最大6%の引下げを当面見送るとし、子育て世代など一部については引上げを行うことを発表した。しかし、生活保護世帯の多くは据置きとなっており、異常な物価高騰が直撃することとなっている。

そもそも、生活保護制度は、憲法25条で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」とされていることに基づき、生存権を保障するために実施されているものであり、国には引下げの中止だけでなく、物価高騰に見合った引上げこそ求められている。

については、国におかれては、物価高騰から生活保護利用者の暮らしを守るために、緊急に大幅な保護基準の引上げを実施するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月 日

衆議院議長	細	田	博	之	殿
参議院議長	尾	辻	秀	久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文	雄	殿
総務大臣	松	本	剛	明	殿
財務大臣	鈴	木	俊	一	殿
厚生労働大臣	加	藤	勝	信	殿
内閣官房長官	松	野	博	一	殿

京都府議会議員 菅 谷 寛 志

18歳まで子どもの医療費助成制度を拡充することを求める決議

コロナ禍と物価高騰が子どもたちと子育て世帯に大きな影響を与えている。こうした中、京都府においては、新年度予算で、この秋から子育て支援医療助成について、通院の1か月当たり200円負担が小学校卒業までに拡充されることに対し、歓迎の声が上がっている。

これらの京都府の制度拡充を受けて、府内自治体でも大山崎町、亀岡市、久御山町、八幡市、長岡京市、福知山市、精華町などで18歳まで制度拡充を行うなど大きく広がっている。

全国では18歳までの医療費助成をすでに鳥取県、福島県、静岡県、茨城県、鹿児島県が実施し、令和5年4月から東京都や群馬県、岩手県なども実施される等、今や18歳までの医療費助成は当たり前の流れとなっている。

知事も、予算特別委員会総括質疑で、「長引くコロナ禍等で、子育て世帯の置かれている状況はかなり厳しい」という認識を示されたところである。

については、本府におかれては、速やかに18歳までの通院・入院の無償化へ踏み出すべきである。

以上、決議する。

令和5年3月 日

京 都 府 議 会

教職員を増員して早期に義務教育における30人以下学級を
実現することを求める意見書

2021年の標準法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校にとどまることなく、中学校・高等学校での学級編制標準引下げの早期実施も必要である。

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障し、一人一人の児童生徒に行き届いた教育を保障するためには、さらに教職員を増員して30人以下学級を実現することが必要である。

よって国におかれては下記の措置を講じられるよう、強く求める。

- 1 中学校・高等学校の学級編制標準を早期に全学年35人以下学級にすること。
- 2 義務教育における少人数学級を推進し、30人以下学級を実現すること。
- 3 抜本的に教職員を増員するとともに、計画的な教職員定数改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月 日

衆議院議長	細 田 博 之 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	松 本 剛 明 殿
財務大臣	鈴 木 俊 一 殿
文部科学大臣	永 岡 桂 子 殿
内閣官房長官	松 野 博 一 殿

京都府議会議長 菅 谷 寛 志

決議案第 号 共産提案 不採択 自民・府民・公明・維新反対

「北山エリア」開発計画について府民説明会を実施し、正確な
情報提供を求める決議

京都府は「北山エリア整備基本計画」を策定したが、2021年11月に実施して以降、継続して開催することを約束した住民説明会を実施しないまま現在に至っている。

今年度、府立植物園の有識者懇話会と、府立大学共同体育館、旧総合資料館跡地のそれぞれについての意見聴取会議の3つの専門家会議が実施されてきた。この度、府立植物園有識者懇話会や園職員ワークショップ等で積み重ねられた議論を基に、府立植物園整備の具体化が図られ、その内容について住民説明会が実施されることとなった。しかし、これは府立植物園に限った説明会であり、北山エリア全体の整備に関するものではない。

北山エリア開発の中心は、府立大学内の共同体育館に1万人規模の商業アリーナを建設し、それにともなって周辺に「賑わい」をつくるための商業施設を整備されることとなっている。そのため、北山エリア全体について府民的な議論が必要である。

あらためて「北山エリア」全体について、検討されている内容を府民に正確に情報提供し、「賑わい」が必要とされているか、府民的に意見を聴く場を設けなければならない。京都府がそうした説明会を実施することを求めるものである。

以上、決議する

令和5年3月 日

京 都 府 議 会

「敵基地攻撃能力」保有や自衛隊基地の地下化・強靱化などを含む

政府は、昨年末に閣議決定した「安保3文書」において、「敵基地攻撃能力」の保有や、全国の自衛隊基地「強靱化」等を計画している。

日本中に戦火が及ぶことを想定した大軍拡計画と、その財源として国民に5年間

「敵基地攻撃能力」保有とは、トマホークなどの長距離ミサイルを全国の自衛隊に配備し、自衛隊と米軍が「融合」一体化して相手国への攻撃を行おうとするものであり、府域でも祝園弾薬庫をはじめ、自衛隊基地が対象とされる可能性が高い。

「敵基地攻撃能力」保有や自衛隊基地の地下化・強靱化などを行うことにより、相手国からの報復攻撃にも耐えられるようにするための「地下化・強靱化」などの計画では、府域の舞鶴、福知山、桂、宇治などの自衛隊基地も対象とされているが、府内の自衛隊施設はどこも市街地が近接しており、住民に甚大な被害が及ぶことは避けられない。

しかし、日本への武力攻撃の現実的な危険は、米国の戦争に日本が集団的自衛権行使として加わり敵基地攻撃を行い、相手国からの報復攻撃が日本に及ぶことである。そうなれば「大規模な被害が生ずる可能性」を、防衛相も認めている。

このような「軍事対軍事」の対応一辺倒では、悪循環と危険を招くばかりである。

いま日本がやるべきことは、憲法9条を生かして外交努力を徹底し、東アジアに平和的な環境を構築することである。

よって政府においては、「安保3文書」を撤回するよう求める。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月 日

衆議院議長	細 田 博 之 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	松 本 剛 明 殿
法務大臣	齋 藤 健 殿
外務大臣	林 芳 正 殿
財務大臣	鈴 木 俊 一 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
経済産業大臣	西 村 康 稔 殿
国土交通大臣	斉 藤 鉄 夫 殿
防衛大臣	浜 田 靖 一 殿
内閣官房長官	松 野 博 一 殿

京都府議会議長 菅 谷 寛 志